

オーストラリア ビジネスガイド

2018年2月



三井住友銀行

グローバル・アドバイザリー部

Global Advisory
Department

LEAD THE VALUE

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、一般に信頼できるとされるデータに基づき作成致しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。また、本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることは、ご遠慮いただきますようお願い致します。最後のページに当資料の利用に関する留意点を掲載しています。

1. 基本情報	2
2. 概要	
2.1 特徴	3
2.2 豊富な天然資源	4
2.3 透明性の高い法規制と投資環境	5
2.4 強い日本とのつながり	6
(参考) オーストラリアの各州・地域概要 オーストラリアのFTA政策	
3. 主要経済指標	9
4. 投資規制	10
5. 進出手続き	11
6. 税制	
6.1 概要	13
6.2 国際課税	14
7. インフラ	15
8. 労働事情	16

1. 基本情報

- ◆ アジア・オセアニア地域屈指の経済大国。
- ◆ 世界第6位の広大な国土に豊富な天然資源を保有。

国名	オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia)
面積	769万2,024平方キロメートル (世界6位、日本の約20倍)
人口	2,460万人(2017年6月末) (前年比:39万人増)
名目GDP	名目GDP: 1兆2,616億米ドル(2016年) 一人当たりGDP: 5万1,737米ドル(2016年)
首都	キャンベラ(ACT) 41万人(2017年6月末)
言語	英語
宗教	キリスト教61% 無宗教22%(2011年国勢調査)
政体	立憲君主制
元首	エリザベス二世女王 ※ (英国女王兼オーストラリア女王)
首相	マルコム・ターンブル (自由党、2015年9月就任)
議会	二院制(上院76名、下院150名)
通貨	豪ドル

※ 連邦総督が王権を代行

(出所)オーストラリア統計局、外務省「オーストラリア基礎データ」、CEIC



2.1 概要「特徴」

- ◆ 安定した経済成長が持続。GDPは世界第13位、一人当たりGDPは世界第11位(2016年)。
- ◆ 豊富な鉄鉱や石炭に恵まれた世界有数の資源国。

1.豊富な天然資源

- (1) 石炭、鉄鉱等の鉱物資源が豊富。
- (2) 輸出額の5割強が鉱物資源。石炭系燃料、鉄鉱等の輸出量が世界最大。

2.透明性の高い法規制と投資環境

- (1) 政府は外国投資の受け入れに対し積極的。外資規制は少ない。
- (2) 世界銀行のランキングで、ビジネスのしやすさは世界第14位。
- (3) 鉱業の他、不動産業やサービス業等幅広い分野に投資が行われている。

3.強い日本とのつながり

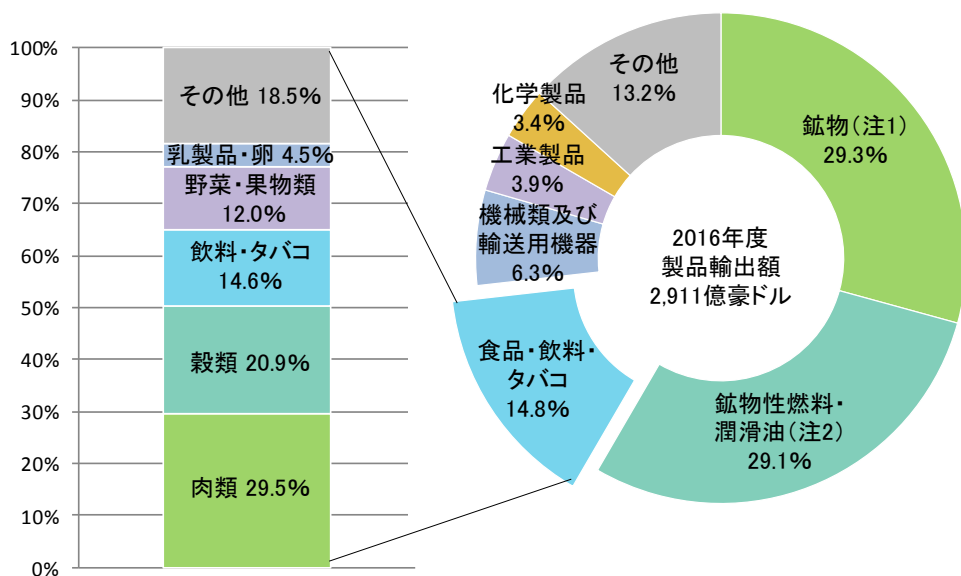
- (1) 日本は重要な貿易相手国。輸出先としては中国に次いで第2位、輸入先としては中国、米国に次ぐ第3位。
- (2) 2015年1月15日、日豪経済連携協定(日豪EPA)発効。

(出所)世界銀行、外務省、オーストラリア外国投資審査委員会、IMFを基に作成

2.2 概要「豊富な天然資源」

- ◆ 豊富な天然資源が輸出を牽引。
- ◆ 石炭系燃料、鉄鉱の輸出量は世界トップ。牛肉や小麦もトップクラス。

輸出の品目別割合(2016年度)



(出所)オーストラリア外務貿易省

(注1)鉄鉱物:鉄鉱、金属鉄物、非金属鉄物等

(注2)鉄鉱物性燃料・潤滑油:石炭、原油等

一次産品輸出量ランキング

■石炭系燃料(2016年)

順位	国・地域名	輸出量 (百万トン)
1	オーストラリア	391
2	インドネシア	311
3	ロシア	166
4	コロンビア	83
5	南アフリカ	77

■牛肉(2016年)

順位	国・地域名	輸出量 (千トン)
1	インド	1,247
2	オーストラリア	1,081
3	ブラジル	1,076
4	米国	815
5	オランダ	440

(出所)国際貿易センター(ITC)

■鉄鉱(2016年)

順位	国・地域名	輸出量 (百万トン)
1	オーストラリア	853
2	ブラジル	374
3	南アフリカ	65
4	カナダ	41
5	ウクライナ	36

■小麦およびメスリン(2016年)

順位	国・地域名	輸出量 (百万トン)
1	ロシア	25
2	米国	24
3	カナダ	20
4	フランス	18
5	オーストラリア	16

2.3 概要「透明性の高い法規制と投資環境」

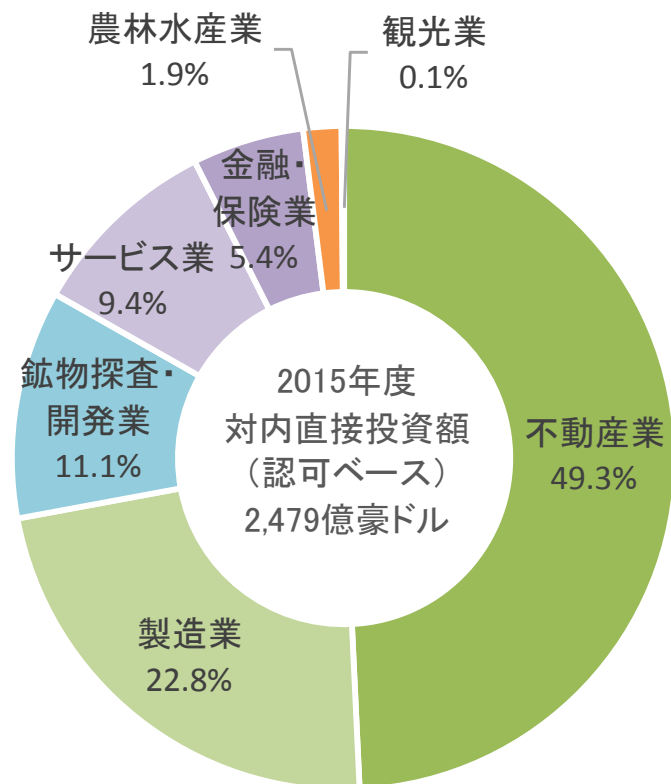
- ◆ 投資環境は良好で、世界的に高い評価。
- ◆ 外資規制が少なく、サービス業を含む幅広い分野で投資を受け入れ。

投資環境

国・地域名	ビジネスのしやすさ (順位) 2017年6月時点
オーストラリア	14
日本	34
中国	78
インド	100
韓国	4
インドネシア	72
台湾	15
タイ	26
マレーシア	24
シンガポール	2
香港	5
フィリピン	113
ベトナム	68

(出所)世界銀行

対内直接投資の内訳(2015年度)

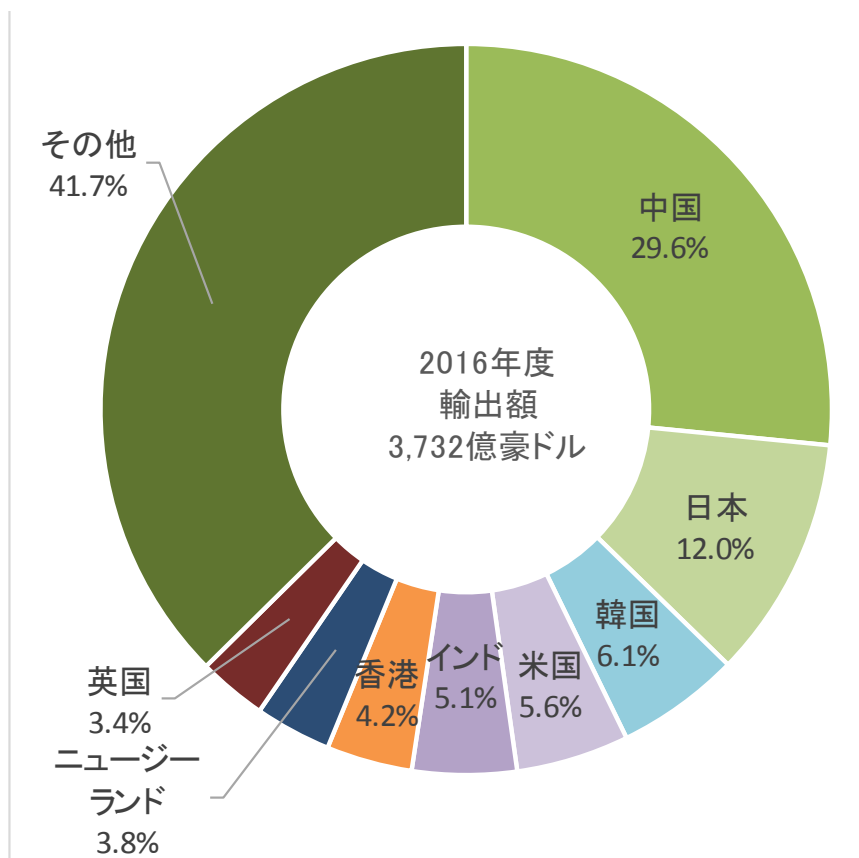


(出所)オーストラリア外国投資審査委員会(FIRB)「Annual Report 15/16」

2.4 概要「強い日本とのつながり」

- ◆ オーストラリアにとって日本は中国に次いで第2位の輸出相手国。
- ◆ 日豪経済連携協定(日豪EPA)発効により豪州市場へのアクセス改善。

国・地域別輸出先 (2016年度)



(出所)オーストラリア外務貿易省

日豪EPA発効による主な効果(2015年1月15日～)

項目	内容
関税	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、8割を超える水準に。 ● 残りの品目についても8年目までにはほぼ全てが関税撤廃される。 ● 日本からの輸出の約半分を占める自動車分野(関税率5%)では、豪州への完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃され、残り25%の完成車も、3年目には関税が全て撤廃された。
関税以外	<ul style="list-style-type: none"> ● 天然ガス・石炭等の資源・エネルギーの安定供給確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達ルール整備、知的財産の保護等、幅広い分野で高い水準の合意。 ● 特に、資源・エネルギー分野や食料分野では、特定の品目について輸出を制限する措置を原則、導入せず、制限措置を導入する場合でもこれを限定する方針。

(出所)経済産業省

州別主要指標

州名	人口	面積 (平方km)	州都人口 (注1)	州内総生産 (億豪ドル)	産業別内訳(主要3部門)(注2)		
					1位	2位	3位
ニュー・サウス・ウェールズ州 (New South Wales : NSW)	786万人	800,642	シドニー (503万人)	5,579	不動産関連 (14.2%)	金融・保険 (13.0%)	科学・技術 サービス等 (8.6%)
ビクトリア州 (Victoria : VIC)	632万人	227,416	メルボルン (473万人)	3,990	不動産関連 (12.4%)	金融・保険 (10.6%)	科学・技術 サービス等 (8.3%)
クイーンズランド州 (Queensland : QLD)	493万人	1,730,648	ブリスベン (236万人)	3,087	不動産関連 (12.4%)	建設 (8.8%)	ヘルスケア (8.2%)
南オーストラリア州 (South Australia : SA)	172万人	983,482	アデレード (132万人)	1,018	不動産関連 (11.9%)	ヘルスケア (10.0%)	金融・保険 (8.1%)
西オーストラリア州 (Western Australia : WA)	258万人	2,529,875	パース (202万人)	2,332	鉱業 (26.3%)	不動産関連 (10.3%)	建設 (8.7%)
タスマニア州 (Tasmania : TAS)	52万人	68,401	ホバート (22万人)	286	ヘルスケア (13.3%)	不動産関連 (10.8%)	農林水産業 (10.2%)
北部準州 (Northern Territory : NT)	25万人	1,349,129	ダーウィン (15万人)	254	鉱業 (13.5%)	建設 (12.5%)	不動産関連 (12.3%)
首都特別地域 (Australian Capital Territory : ACT)	41万人	2,358	キャンベラ (40万人)	376	行政・国防 (29.3%)	科学・技術 サービス等 (11.0%)	不動産関連 (10.6%)

(出所)オーストラリア政府、オーストラリア統計局

(注1)州人口は2017年6月末(推計)、州都人口は2016年6月末(推計)。州内総生産は2016年度(2016/7~2017/6)の数値。

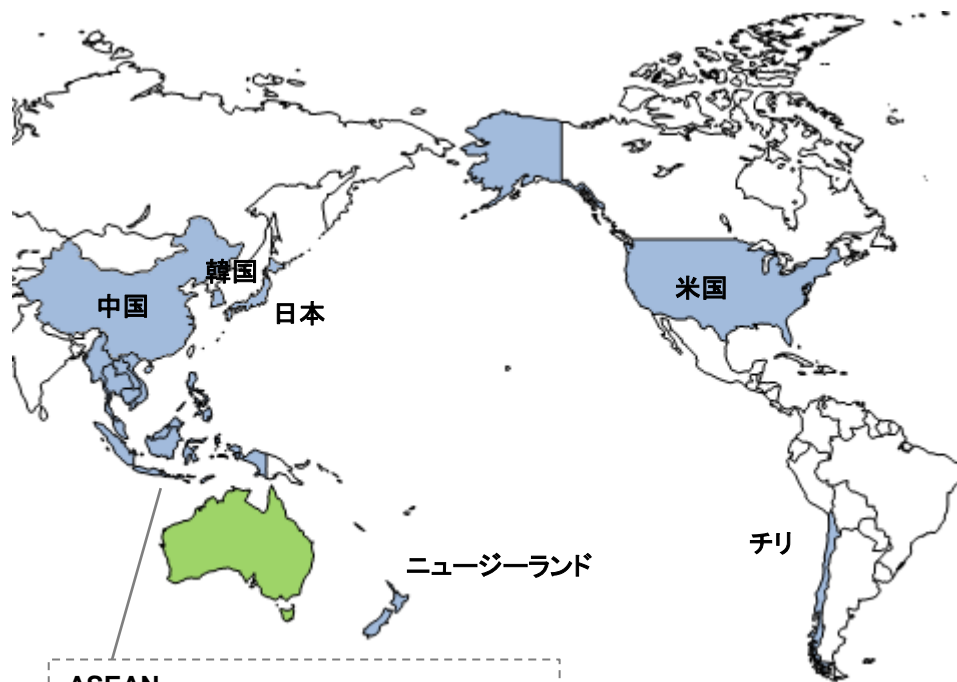
(注2)州内総生産産業別内訳の「不動産関連」は、不動産の所有および不動産関連サービス、賃貸業等の合計数値。

(ご参考)オーストラリアのFTA政策

- ◆ ASEAN、米国、チリ、日本、中国等とのFTAは発効済。
- ◆ インド、インドネシア、香港とは交渉中。

オーストラリアのFTAネットワーク

…FTA発効済国



ASEAN

- ・インドネシア
- ・マレーシア
- ・フィリピン
- ・シンガポール
- ・タイ
- ・ブルネイ
- ・ベトナム
- ・ラオス
- ・ミャンマー
- ・カンボジア

(出所)オーストラリア貿易促進庁(2018年1月末日時点HP掲載情報)

(注)シンガポール、タイ、マレーシア各国との間には二国間FTAも発効済

FTA交渉先

二国間FTA

【FTA交渉 相手国】

- インド
- インドネシア
- 香港
- ペルー(妥結)

多国間FTA

【FTA交渉 相手組織】

- 湾岸協力会議:GCC
(サウジアラビア、クウェート、UAE、カタール、オマーン、バーレーン)
- 太平洋同盟:PA
(チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー)

【交渉参加中の多国間協定】

- 太平洋経済緊密化協定:PACER Plus
(妥結)
(ニュージーランド、クック諸島、ミクロネシア、キリバス、ナウル、ニウエ、パラオ等)
- 東アジア地域包括的経済連携:RCEP
(日本、中国、韓国、インド、ニュージーランド、ASEAN)
- サービス貿易協定:TiSA
(カナダ、チリ、台湾、コロンビア、コスタリカ、EU、香港、アイスランド、イスラエル、日本等)
- 環太平洋パートナーシップ協定:TPP
(ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール、米国※、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本)

※米国は2017年1月に離脱を表明

3. 主要経済指標

Information Only

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
GDP	名目GDP(億米ドル)	12,496	15,042	15,612	15,097	14,495	12,299	12,616
	実質GDP成長率(%)	2.3	2.7	3.6	2.1	2.8	2.4	2.5
	1人当たりGDP(米ドル)	56,360	66,773	68,048	64,734	61,232	51,220	51,737
国際収支指標	経常収支(億米ドル)	▲ 446	▲ 446	▲ 644	▲ 483	▲ 417	▲ 582	▲ 333
	経常収支対GDP比(%)	▲ 3.6	▲ 3.0	▲ 4.1	▲ 3.2	▲ 2.9	▲ 4.7	▲ 2.6
	貿易収支(億米ドル)	113	227	▲ 83	73	22	▲ 189	▲ 57
	輸出	2,138	2,719	2,584	2,542	2,407	1,883	1,930
	輸入	2,025	2,492	2,667	2,469	2,385	2,072	1,987
	外貨準備高(億米ドル、年末)	387	428	449	497	508	465	521
	対外債務残高(億米ドル、年末)	12,415	14,016	15,361	15,659	16,275	15,150	15,952
景気指標	失業率(%)	5.2	5.1	5.2	5.7	6.1	6.1	5.7
	消費者物価上昇率(%)	2.9	3.3	1.7	2.5	2.5	1.5	1.3
	鉱工業生産指数上昇率(%)	3.9	0.7	2.5	1.0	3.7	0.8	1.5
財政・金融指標	政策金利(%、年末)	4.75	4.25	3.00	2.50	2.50	2.00	1.50
為替・株	為替レート (豪ドル/米ドル、年平均)	1.090	0.969	0.966	1.036	1.109	1.331	1.345
	株価指数(年末)(注)	4,847	4,111	4,665	5,353	5,389	5,345	5,719
日系企業総数(拠点数、各年10月1日現在)		707	736	719	687	707	725	698

(出所)CEIC、外務省「海外在留邦人数調査統計」

(注)ASX: Index: All Ordinaries

4. 投資規制

- ◆ 業種に係わらず、基本的に外資への規制は少ない。
- ◆ 事業買収および不動産取得は、外国投資審査委員会への事前申請と認可の取得が必要な場合あり。

FIRB宛ての事前申請・承認が必要な投資案件

項目	内容
投資額に関わる規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定のセンシティブ分野(注1)以外において、10億9,400万豪ドルを超える①オーストラリアの事業や法人の権利、②在外企業の権利を20%(複数投資家で計40%)以上取得する場合。 ● 10億9,400万豪ドル以上の開発済み商業用不動産の権利を取得する場合。 ● 指定のセンシティブ分野において、2億5,200万豪ドルを超える①オーストラリアの事業や法人の権利、②在外企業の権利を20%(複数投資家で計40%)以上取得する場合。 ● 1,500万豪ドル以上の農業用地の権利を取得する場合。
その他規制	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅用不動産や空閑地の権利を取得する場合。 ● オーストラリアのランド法人または信託(注2)の株式および受益証券を購入する場合。 ● メディア関連企業株の5%以上の取得を行う場合。 ● 政府系投資機関による案件の場合。

(注1) 指定のセンシティブ分野とは、①メディア、②通信、③交通、④オーストラリアの防衛・軍事関連産業、⑤暗号・セキュリティ技術と通信システム、⑥ウランまたはプルトニウムの抽出、または核施設の運営を指す。

(注2) ランド法人または信託とは、総資産に占める土地の割合が50%を超える法人または信託。

事前認可の必要な業種と制限内容

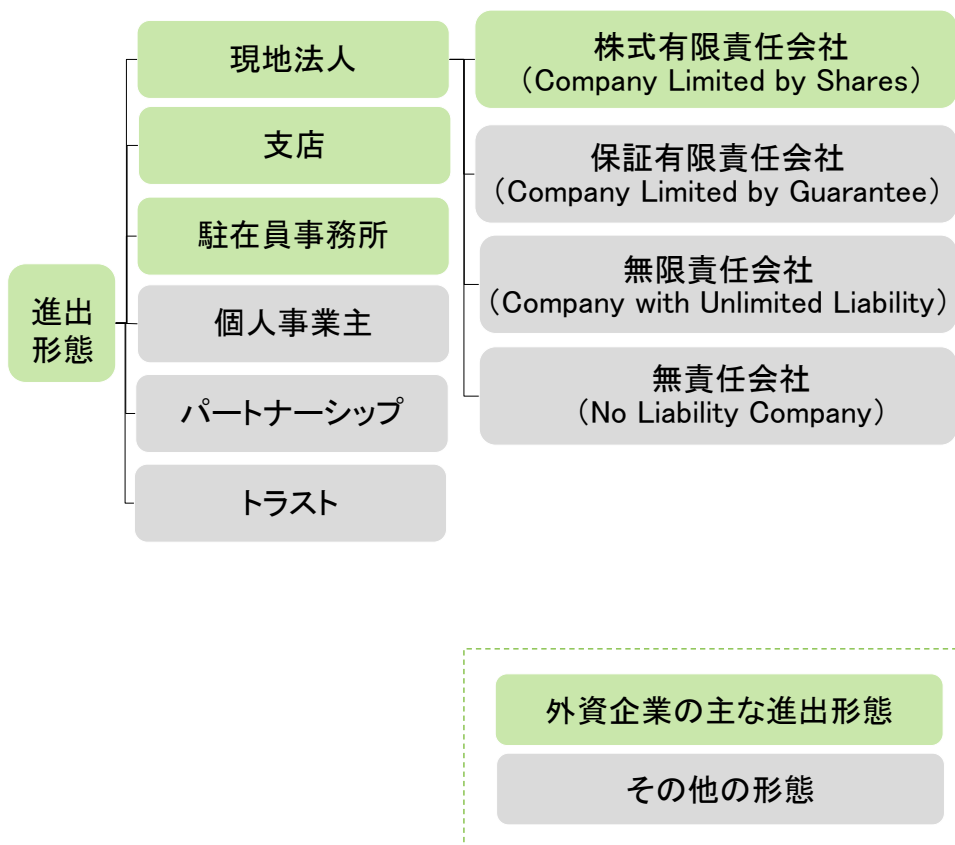
業種	制限内容
民間航空業	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリアの国際線運航企業への外資の出資比率は上限49%。
空港運営業	<ul style="list-style-type: none"> ● 空港の外資保有率は上限49%。なお、空港運営会社の権利を所有する場合、航空会社の相互所有上限5%。 ● シドニー空港(およびシドニー西空港)の運営会社の権益を保有し、さらにパース、ブリスベン、メルボルン空港のいずれかの運営会社に権益を有する場合、上限15%の株式持ち合い条項が適用される。
海運業	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリア船籍の取得は、オーストラリア人による所有率が過半数を超えることが必要。
通信業	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に規制はないが、旧国営通信会社の外資共同所有率は民営化された株式の35%以下(各投資家単独では5%以下)に制限。

(出所) オーストラリア外国投資審査委員会「Australia's Foreign Investment Policy」、オーストラリアインフラ・地域開発省

5. 進出手続き「投資・事業形態」(1)

- ◆ 進出形態は現地法人、支店、駐在員事務所が一般的。
- ◆ 支店および駐在員事務所の形態をとる場合も、納税義務が発生。

主な事業形態



現地法人、支店、駐在員事務所の概要

種類	概要
現地法人	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主の責任が保有株式の引受額に限定される株式有限責任会社の形態が一般的。
支店	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリア国内で行う事業の義務・責任は海外の親会社が負う。
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 非居住法人の活動が市場調査や連絡活動に限定される場合に用いる形態。 ● 事業活動を行う場合は支店登録が必要。

(ご参考) 支店および駐在員事務所の税務上の留意点

項目	留意点
支店	<ul style="list-style-type: none"> ● 支店は法人税課税の対象となる。 ● 恒久的施設に関して、税務登録を行い、法人税申告書を提出することが必要。
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐在員事務所は通常課税対象とならない。 ● ただし駐在員事務所が雇用する従業員について雇用者としての税務義務が発生するため、外国法人の税務登録が必要。

(出所) ジェトロウェブサイト

5. 進出手続き「投資・事業形態」(2)

◆ 現地法人設立、支店開設の際は、オーストラリア証券投資委員会への申請が必要。

現地法人の設立

項目	内容
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書をオーストラリア証券投資委員会(ASIC)に提出することにより、会社登記を行う。 ● 取締役および秘書役、またはそれらが指名したエージェントの届出に基づいて行われる。 ● 申請手数料を支払った後、登記が行われ、「登記証明書」が発行される。 ● 登記が行われたのち、ACN(注1)が発行される。 ● 会社設立後は、銀行口座の開設やABN(注2)の申請が可能となる。
会社登録に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社名 ● 取締役、株主、秘書役の氏名および住所(オーストラリア居住の取締役もしくは秘書役が最低でもひとり必要) ● 第1回株式発行の詳細(株式発行数、種類、振込金額) ● 会社の登録所在地(公開企業で通常営業時間以外に営業する場合は営業予定時間)

支店の開設

項目	内容
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリア証券投資委員会(ASIC)への申請により、外国企業登録を行う。 ● 外国企業登録後、オーストラリアン・レジスタード・ボディ・ナンバー(ARBN)が付与される。
会社登録に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人設立認可書、もしくはそれに該当する文書の認証つき写し ● 会社定款の認証つき写し ● 取締役リスト、ならびにオーストラリアに居住する取締役および現地取締役会の構成員の確認 ● 現地取締役会の構成員がいる場合、現地取締役の権限を示す外国企業からの覚書 ● オーストラリア国内、もしくは海外において担保として提供している会社の財産(ある場合)の詳細 ● 登録事業所、もしくは法人設立した場所における主な営業所の所在地 ● オーストラリアの登録事業所の所在地 ● 現地代理人の任命にかかわる覚書 ● 現地代理人による所定フォームの宣言書

(出所)ジェトロウェブサイト

(注1)会社法(Corporations Act 2001)に基づき、オーストラリアのすべての会社に割り当てられる9桁の企業番号(オーストラリアン・カンパニー・ナンバー)

(注2)オーストラリア税務局(Australian Taxation Office: ATO)への納税等、公的手続きの際に用いられる11桁の番号(オーストラリアン・ビジネス・ナンバー)

◆ 主な連邦政府税は下表の通り。

主要な税(連邦政府税)の種類と概要

	対象等	税率	特記事項
法人所得税	居住法人	30%	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住法人の課税対象は全世界所得。 ● 恒久的施設(PE)を有する非居住法人は居住法人と同様に30%。 ● PEを有しない非居住法人は、オーストラリア源泉所得のみに課税され、通常は賃貸料、利子、使用料、配当等の受動所得に対し源泉税が課税される。 ● 非居住法人の課税の対象はオーストラリア国内で生じた源泉所得のみ。 ● 小規模事業者に対しては28.5%の軽減税率の適用あり。 ● 2026/27年度までに税率が25%に減少する予定。
	非居住法人	30%	
個人所得税	居住者および一時的居住者	19~45% (18,200豪ドル以下は免税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住者の課税対象は全世界所得。一時的居住者と認定された者は、国外源泉所得(国外給与所得除く)および課税対象オーストラリア資産(TAP)以外のキャピタルゲイン等の一定の所得は免税。 ● 非居住者の課税対象はオーストラリア国内で生じた源泉所得のみ。
	非居住者	32.5~45%	
消費税(GST)		10%	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の食品、上下水道関連サービス、健康・教育・宗教関連サービス、国際輸送・郵便サービス等を除くほぼすべての財・サービスの取引に対して課税。 ● 2017年7月1日より、GSTにおける、特にインターネットで購入され消費者によって輸入された商品に対する定額非課税枠の廃止。 ● 小規模事業者の納税者は簡素化したGSTメソッドの選択が2016年7月1日より開始。
石油資源使用税(PRRT)		40%	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリア管轄下にある石油プロジェクトの課税所得。 ● 再生できない石油資源の抽出から稼得する利益に対しては40%のPRRTが課税される。 ● PRRTはプロジェクトごとに課税所得を計算するため、PRRT上の支出を他のプロジェクトへ移転することはできない。ただし、PRRT上の探鉱支出については他のプロジェクトへの移転が可能。

(出所)EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」、EY「Worldwide VAT, GST and Sales Tax Guide 2017」、EY「Worldwide Personal Tax Guide Income tax, social security and immigration 2016-17」、EY「EY 2016 Global Oil and Gas Tax Guide」

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願い致します。

6.2 税制「国際課税」

- ◆ 日豪租税条約により、オーストラリアと日本の間は二重課税防止を図っている。

日豪租税条約

項目	税率	特記事項
利子	0%もしくは10%	<ul style="list-style-type: none"> ● 税引後利益からの適格配当は源泉税を課さない。 ● 税引前利益からの配当については、配当の受益者が支払法人の議決権の80%以上保有する場合は免税、議決権の10%以上保有する場合は5%となる。その他の場合は10%の源泉税率。 ● 不動産投資信託が支払う分配金については15%の源泉税率。ただし、オーストラリアの国内法では10%。 ● 政府機関に対する支払利子、当該利子の支払法人と関係しない金融機関に対する支払利子の場合は免税。
配当	0%、5%、10% もしくは15%	
ロイヤルティ	5%	

国際的租税回避行動に対する対応

項目	概要
移転価格税制	<ul style="list-style-type: none"> ● オーストラリアの税法では移転価格税制を含んでいる。ATO (Australian Taxation Office) のガイドラインには移転価格算定方法の最適方法ルール、海外関係会社との取引価格について事前確認制度 (APA) に関するルールが含まれている。 ● OECD (注1) 移転価格ガイドライン2010年版の規定を採用している。OECDのBEPSプロジェクト(注2)行動計画13の勧告に準拠し、国別報告書 (CbCR) を実行するためのガイダンスを公布している。 ● 一定の要件を満たす企業は、2016年1月1日以降開始する事業年度において、国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの3つの文書を準備しなければならない。

(ご参考) 過少資本税制

会社の調整後負債額が、以下の上限額を超過する場合には、利息の損金算入が制限される。

- 負債資本比率は1.5:1 (負債総資産比率60%)。
- 納税者は類似の独立企業が他の独立企業から調達するであろう負債金額を基準とし最高限度額を用いることができる。
- インバウンド事業体(注3)については、グループ全体の全世界負債比率を基にオーストラリア事業体の最高限度額を算定することができる。全世界負債比率に対するオーストラリア負債比率の割合は、2014年7月1日以降、120%から100%に変更された。

(出所) EY「Worldwide Corporate Tax Guide 2017」、経済産業省「新たな国際課税ルールを策定:「BEPSプロジェクト」の取り組みと概要」

(注1) Organisation for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)

(注2) BEPSプロジェクトとは、多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避によって、税負担を軽減している問題、「税源浸食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) に対処するために立ち上げられたプロジェクト。

(注3) インバウンド事業体とは、オーストラリアへの直接投資、またはオーストラリアの支店を通じて事業を行っている外国に支配されるオーストラリアの事業体および外国の事業体を指す。

会計・税務面につきましては、会計士・税理士等の専門家と十分にご相談下さいませようお願いします。

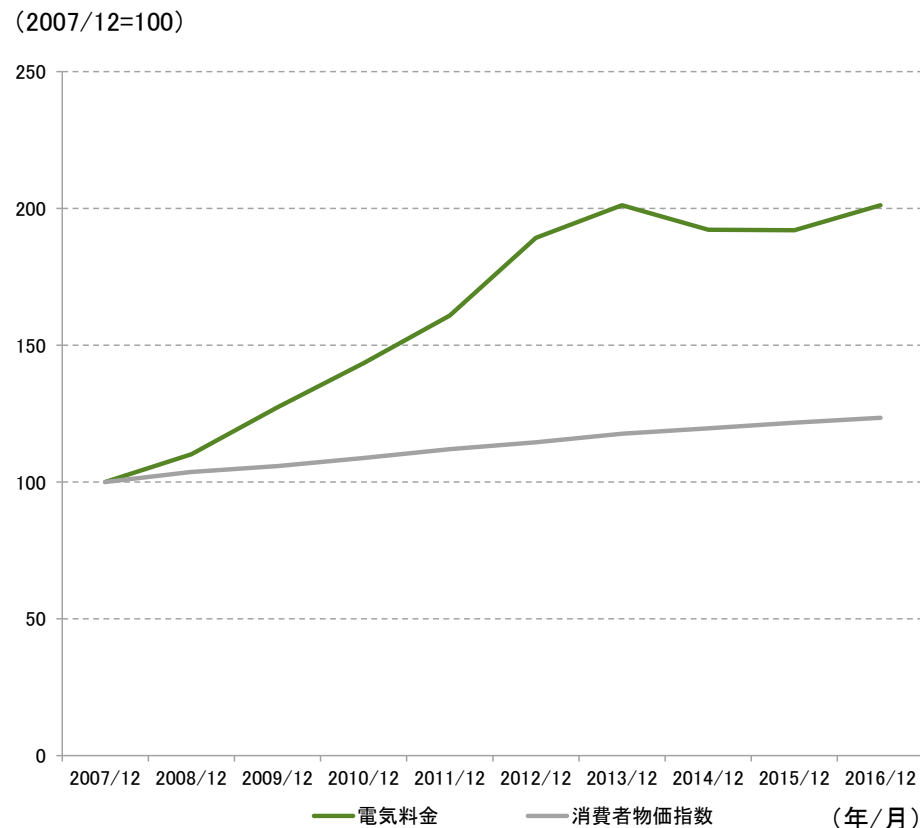
7. インフラ

- ◆ 安定的な電力供給や電力料金の大幅な上昇が近年の課題。
- ◆ 今後は、再生可能エネルギーへの転換を加速する方針。

電力の現状

	概要
現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー自給率の高さと電力市場の民営化・自由化により、1990年代から2000年代前半の電力料金は比較的安定的に推移していたが、2007年を境として電力料金は大幅に上昇している。 ● 電力料金上昇の背景としては、送配電設備の維持管理費、安定的な電力供給への設備投資、そして天然ガス価格の上昇があるといわれている。 ● 2016年にオーストラリア南部を襲った嵐の影響でサウスオーストラリア州全域で停電が起こったことにより、安定的な電力供給への関心が高まっている。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーに対する国民の期待が高まっており、オーストラリア首都特別地域(ACT)政府は、2020年までに再生可能エネルギーの割合を100%とする目標を掲げている。 ● 高騰する電力料金に対しては、料金を低廉化させるために電力市場改革を実施する方針。

電力料金指数の推移(2007年12月～2016年12月)



(出所)オーストラリア統計局
(注)2007年12月の電力料金を100とした場合の指数。

シドニーにおける電力料金水準(月額)

		2016年12月～2017年1月実績	
		米ドル	豪ドル
電気料金 (業務用)	基本料	24米ドル	33豪ドル
	1kWhあたり	0.09～0.25米ドル	0.13～0.34豪ドル

(出所)ジェトロウェブサイト、各種報道を基に作成

8. 労働事情(1)

Information Only

◆ シドニーにおける賃金水準は下表の通り。

シドニーにおける賃金水準(月額)

項目	2015年10月～11月実績		2016年12月～2017年1月実績	
	豪ドル		豪ドル	米ドル
製造業	ワーカー(一般工職)		4,780豪ドル	3,489米ドル
	エンジニア(中堅技術者)		7,180豪ドル	5,241米ドル
	中間管理職(課長クラス)		8,951豪ドル	6,534米ドル
非製造業	スタッフ(一般職)		5,506豪ドル	4,019米ドル
	マネージャー(課長クラス)		9,303豪ドル	6,791米ドル
	店舗スタッフ(飲食)		4,636豪ドル	3,384米ドル
法定最低賃金(2017年7月1日改定)		2,847豪ドル	3,020豪ドル (2017年7月1日実績)	2,318米ドル (2017年7月1日実績)
賞与支給額(年)		0.80ヵ月分	0.89ヵ月分	
社会保障費負担率	年金	雇用者	9.5%	9.5%
		被雇用者	0.0%	0.0%
	健康保険	雇用者	0.0%	0.0%
		被雇用者	2.0%	2.0%

(出所) オーストラリア国税局、ジェトロウェブサイト

(注) 米ドルへの換算は基本的に2017年1月5日のレートを採用。法定最低賃金のみ、2017年7月1日のレートを採用。

8. 労働事情(2)

◆ フェアワーク法のもとで規定されている、全国雇用基準(NES)の遵守が必要。

全国雇用基準(NES)

項目	内容
(1) 労働時間	労働時間の上限は週38時間。
(2) 柔軟な労働時間	勤続12ヵ月以上の従業員は、就学前児童の世話等のために柔軟な労働時間制を要求可能。
(3) 育児休暇	勤続12ヵ月以上の従業員は、12ヵ月の無給育児休暇を取得可能。さらに12ヵ月の休暇延長(合計24ヵ月の休暇)を要求可能だが、雇用主の合意が必要。
(4) 年次有給休暇	パート従業員を含め、有給休暇は毎年4週間(就労時間により比例付与)。未消化の有給休暇は数年間蓄積可能。
(5) 病欠休暇、介護休暇、忌引休暇	パート従業員を含め、病欠休暇・介護休暇として年間10日の有給休暇を取得可能(パート従業員の場合は就労時間により比例付与)。2日の有給忌引休暇あり。
(6) 地域活動休暇	陪審義務や山火事・洪水等の自然災害に対応する緊急ボランティア活動等への参加のための休暇を取得可能(陪審義務休暇以外は無給)。
(7) 長期勤続休暇	州法により規定される長期勤続休暇を取得可能。
(8) 公休日	連邦政府が定める8公休日と州政府または特別地域政府が定める公休日を取得可能。雇用主は一定の条件の下で、従業員に公休日の労働を要請可能。
(9) 解雇予告および解雇手当	雇用主は解雇前に書面による通知を行う。通知時期は従業員の勤続年数や年齢により異なる。従業員は労使協定等の定めに応じて解雇手当を受け取る。
(10) フェアワーク情報文書	雇用主は新規の従業員に対して、従業員の権利に関する情報を告知する義務あり。

(出所)オーストラリア政府の資料を基に日本総合研究所作成

- 本資料は情報の提供のみを目的として作成されたものです。特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームに関する申し出や勧誘を意図したのではなく、また特定の金融商品・サービスあるいは特定の取引・スキームの提供をお約束するものでもありません。
- 本資料は一般に信頼できると思われるデータに基づき作成しておりますが、その信憑性・正確性を保証するものではありません。本資料の利用に関してはお客さまご自身でご判断下さいますようお願い致します。
- 本資料記載の情報は、今後の経済情勢・マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。また、本資料に記載する見解や評価は記載時点でのもので、将来の変動を正確に予想することも困難です。最終的にはお客さまの相場観に基づいてご判断下さいますようお願い致します。なお、本資料に金融商品・サービス等の記載がある場合、当該金融商品・サービス等はお客さまに適切なものであるとは限りません。
- 本資料記載の情報に関する会計・税務・法務面の問題点の有無につきましては、会計士・税理士・弁護士等の専門家と十分にご相談下さいますようお願い致します。
- 本資料はお客さまの参考資料の目的でのみご利用いただきたく、お客さま及びお客さま担当会計士・税理士・弁護士等の専門家以外の法人・個人に対して本資料の全部もしくは一部を引用、複写、転送、開示されることはご遠慮いただきますようお願い致します。

本資料についてのご照会は、
お取引店までお問い合わせください。
